

ノーサプライズ法による患者保護のお知らせ (連邦規則集第 45§§149.410 および 149.420)

ノーサプライズ法は 2022 年 1 月 1 日に施行されました。この法律は、以下のセクション 1 で説明する保険に加入している患者、および以下のセクション 2 で説明する保険に加入していないまたは使用していない患者を保護します。この法律は、メディケア、メディケアアドバンテージ、メディケイド (PASSE を含む)、TRICARE、またはインディアンヘルスプランには適用されません。

セクション 1 雇用主 (連邦、州、地方自治体を含む)、健康保険マーケットプレイス、または直接個人の健康保険を通じて健康保険に加入している患者の場合：

- 緊急サービスの予期せぬ請求は禁止されています。緊急サービスは、ネットワーク外で提供されている場合でも、事前の許可を必要とせずにネットワーク内の料金でカバーする必要があります。
- 「差額請求」とは、プランで許可されている金額とサービスに対して請求される全額との差額を患者に請求する場合です。ノーサプライズ法は、緊急時および特定の非緊急時の「差額請求」およびネットワーク外の患者の責任を増やすことを禁止しています (ネットワーク内のサービスと比較してネットワーク外のサービスの方が高い自己保険または自己負担など)。
- ノーサプライズ法では、患者から自己負担を適切に徴収することは禁止していません。自己負担、共同保険、控除などが該当します。これらの金額は患者のヘルスプランによって決まります。
- ネットワーク内の医療施設でのネットワーク外の医療提供者によるネットワーク外料金および補助的ケア (麻酔科医や助手など) の「差額請求」は禁止されています。
- 「差額請求」および予期せぬ請求に関連する保護の詳細については、「予期せぬ医療請求に対する患者の権利と保護」通知のコピーを要求してください。

セクション 2 保険に加入していない、または保険を利用していない患者の場合：

- 患者には緊急でないアイテムまたはサービスの予想される総費用の誠実な見積もりを受け取る権利があります。これには、治療に関連する関連費用が含まれます。
- 予約の少なくとも 1 営業日前に、書面で誠実な見積もりが提供されていることを確認してください。また、予約をスケジュールする前に、医療提供者および選択した他の提供者に誠実な見積もりを依頼することもできます。
- 記録のために、誠実な見積もりのコピーを必ず保管してください。誠実な見積もりより少なくとも 400 ドル多い請求書を受け取った場合は、その請求書に異議を申し立てることができます。
- 誠実な見積もりに関連する保護の詳細については、「誠実な見積もりに対するあなたの権利」通知のコピーを要求してください。

差額請求からの保護を放棄する必要はなく、ネットワーク外の医療提供者からサービスを受ける必要もありません。ネットワーク内の医療提供者の一覧については、ご利用のヘルスプランに問い合わせください。プランのネットワーク内の医療提供者または医療施設を選択できます。

さらに詳しい情報を確認する、もしくは違反の疑いを報告するには、米国保健社会福祉省 (1.800.985.3059) に電話してください。

誠実な見積もりについて質問がある場合は、CARTI の財務カウンセラー (501.537.8641) に連絡するか、財務カウンセラーと直接話したいことをフロントデスクに通知してください。

